

# インドネシア コタパンシジャン・ダム

# コタパンシジャン・ダム

一夫 鷺見

着工が遅延になっていたインドネシアのダム建設が、日本の融資決定により、急速に動き出した。しかし、この計画には、円借款三原則の実効性がかかっている。

## 水没地域は広大

コタパンシジャン・ダムは、インドネシア・スマトラ島中部のリアウ州バンキナン近くのカンパール・カナン川に建設が構想されているダムである。このダムは、当初計画では一九八七年に着工し、一九九一年に完工を予定されていたのであるが、工事着手が遅延し、延期になってきているいわくつきのダムである。

しかしながら、日本政府が一九九〇年度の対インドネシア円借款の一環として、このプロジェクトへの第一期分として二億五千万円の供与を決定したことにより、また一九九一年六月二日に第二期分として一億七千万円の追加融資を行う旨の意向表明を行ったことにより、建

設着工への動きがいよいよ本格化してきた。現在は、受注企業を決めるための国際入札が行われている段階である。国際入札は今夏に終わることか予定されており、受注企業の選定が終わり次第、インドネシア政府は一九九二年にはダム建設工事に着手し、一九九六年までに完工することをめくろんでいる。

このように、これまでに着工の是非をめぐってつづき続けてきたこのプロジェクトが、この半年の間に急速に動き出し、現地には近々ブロード・サーターが入る見通しが高まってきた。しかしながら、このプロジェクトには問題がありすぎる。特に関係住民の立ち退き問題、スマトラ象の移転問題、ムアラ・タクス仏教遺跡の保存問題など、このプロジェクトには深刻な社会的、環境的コストの

問題が内在している。

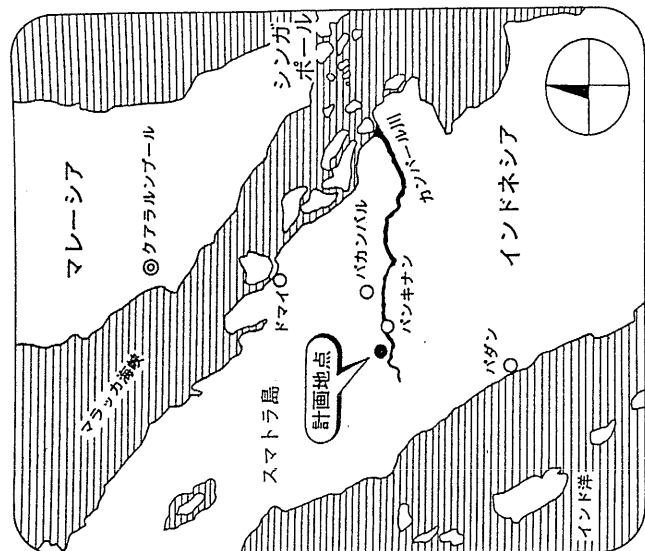
九〇年八月に筆者が現地を訪れた際には、面談した住民たちは、ダムが建設されることは知っていたのであるが、それが日本の「援助」で造られることを誰一人として知らなかった。しかし、九一年に入ってから、事態が明らかになるにつれ、日本の「援助」に対する住民の怒りは次第に高まってきている。

コタパンシジャン・ダムは計画案によれば、高さ五三三メートル、延長二五七・五メートルのコンクリート重力式ダムである。総貯水容量は、一五・四五億立方メートル、水没面積は二二四平方メートルに及ぶ。コタパンシジャン発電所の規模は、一四万七千七百ワット、三巻機である。

ダムの規模としては中規模であるが、貯水池は広大なものとなる。なぜなら、ダムサイトの一〇キロメートル上流の地点でカンパール・カナン川とマハット川が合流しており、この両川の流域には広大な盆地が形成されているからである。ダムサイトは、カンパール・カナン川が平野部に出る直前の狭谷が狭まった個所に予定されている。このため、バックウォーターの既合いが大きいことから、

# 新たな破壊、

日本は人権と環境に配慮した決断を



水没面積は広大なものとなる。こうして、中規模ダムで大規模貯水池が得られる地形となっているのである。

マハット川沿いにはパダンからドマイに抜ける国道が走っており、またカンパール・カナン川沿いには州道が通じている。これらの国道と州道に沿って集落が点在している。従って、二つの河川の合流地点でこれを握り止めると、国道と州道のみならず、多くの村落が水没することになる。立ち退き対象者は、約二万二〇〇〇人ほどのぼるとみられている。

## 「優良案件」

コタパンシジャン・ダム建設プロジェクトの沿革は、一九七九年に東電設計がプロファイ（援助案件探し）を行ったことにかきかっている。当時、インドネシア側は、カンパール・カ

ナシ、一九八二年に東電設計が、一橋大学大学院博士課程（法学研究）に在籍する、熊本県立大学助教授兼工学部、同年同大学文学部教授、著書に『さらされる援助—世銀・日本の援助とルマダ・ダム—』など。

ナシ川の支流のマハット川に、より小規模のダムを建設することを計画していた。しかし、東電設計は、コタパンシジャンの地点に、より規模の大きいダムを建設するという代替案を提示した。次いで、一九八〇年には、東電設計はフレ・フィジビリティ（予備実行可能性）調査を実施し、コタパンシジャン地点に単一の大型ダムを建設する構想を改めて示唆した。

その後、国際協力事業団（JICA）は、一九八一年に事前調査団を現地に派遣した。この調査団は、JICA職員二人と北電産業の社員二人で構成された。この調査団の主要目的は、フィジビリティ（実行可能性）調査（F/S調査）のための作業範囲について協議を行うことであった。

こうして、F/S調査は、JICAの委託により、東電設計によって一九八二～八四年にかけて実施された。このような調査の結果として作

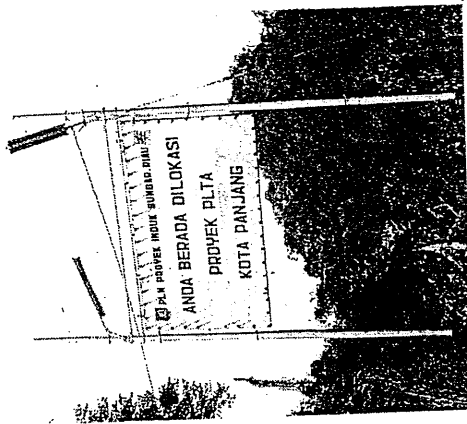
成されたF/S報告書では、このプロジェクトが「優良案件」であると結論づけた。

コタパンジャン・ダムについては、当初の計画段階より、一段開発案と二段開発案の二つの開発方式が論議の対象とされてきた。二段開発方式とは、二つの調整池を設けることにより、水没面積を少なくしようとする構想である。具体的には、マハット川のタンジョンバウの地点に高さ三八メートルのダムを設け、二三メートルのマハット発電所を建設するとともに、カンパール・カナン川のコタパンジャンの地点に高さ三〇・五メートルのダムを設け、四・七メートルのコタパンジャン発電所を建設しようとする構想である。この構想の下では、水没の対象となる家屋は約三九〇戸、田畑は約一八六〇ヘクタール、国道は一六キロメートルになるものとみなされた。

これに対して、一段開発方式は、マハット川とカンパール・カナン川の合流点から約一〇キロメートル下流のコタパンジャンの地点に高さ五八メートルのダムを設け、一一・七メートルの発電所を建設しようとする構想である。この構想の下では、二六四四戸の家屋、八九八九ヘクタールの田畑、二五・三キロメートルの国道、二七・二キロメートルの州道が、水没の対象となるものとみなされた。

前者の二段開発方式のほうが、社会的、環境的な影響が少ない。しかしながら、F/S報告書においては、「一段開発計画のほうが有利という結果となった」としている。その理由としては、建設コストの点では二段開発方式のほうが安くつくのであるが、逆に一キロメートル当たりの建設

ダム建設予定地に立ち上った看板



コストの点では一段開発方式のほうが安くなるということが挙げられた。

前記のF/S報告書に基づいて、このプロジェクトが「優良案件」であるとの判断の下に、海外経済協力基金(OECD)はエンジニアリング・サービス(詳細な実施計画の作成)のための必要資金を供与することになった。こう

して、一九八五年二月五日には、インドネシア政府との間に一億五二〇〇万円の円借款を供与する貸し付け契約が締結された。

要請つき援助

その後、一九九〇年六月にオランダのハルクにおいて開かれた対インドネシア援助国会議の場で、日本政府は、このダムの建設事業資金とし

て所募の円借款を供与する意向のある旨を明らかにした。

しかしながら、このプロジェクトの経済的、社会的、環境的妥当性について疑義を抱いた筆者らは、同年八月に現地調査を実施し、その結果日本政府に対して、円借款の供与を見合わせるようにとの申し入れを行った。

その理由としては、(1)ダム建設により多数の住民が立ち退きを余儀なくされること、(2)水没地域には希少動物であるスマトラ象が生息すること、(3)水位上昇によりムアラ・タクス仏教遺跡が影響を受けること、(4)ダム建設が日本の「援助」で実施されることについて住民は知らないこと、などの問題点を指摘した。

このような状況の下で、OECDは、同年九月に再調査ミッションを現地派遣した。こうしたことから、この問題に関心を有する人々の間には、日本政府の良識に対する期待も高まった。しかしながら、このような期待は見事に裏切られてしま

った。こうして、日本国民の目がイラク問題に向けられていたドサクサに紛れて、日本政府は、同年二月三



既に埋れたカンパール・カナン川

日にインドネシア政府との間に交換公文(E/L)を締結し、また翌一四日には、OECDは、インドネシア側と借款契約(L/A)を結んでしまった。

日本政府は、ナルマタ融資問題(インド、クドワン・オンボ融資問題(インドネシア)で味わった苦い経験を考慮して、コタパンジャン・ダム融資に関しては、九一年四月に、インドネシア政府に対して、円借款の支出のための前提条件として、次のような三つの条件が充足されるべきことを求めた。

- すなわち、(1)住民の立ち退きは、強制的にはなく、自由意思で行われるべきこと、(2)借債問題については、住民の納得すべく解決されるべきこと、(3)環境問題に配慮されるべきこと、特に水没地域に生息するスマトラ象の移転地を確保すること。

これらの三つの要求事項について、外務省は「条件」(Conditions)ではなく、「要請」(Requirements)であるとの説明を行っている。このような弁解を行っているのは、もしも「条件」であるならば、それが充足されなければ円借款の支出を自動的に停止しなければならなくなるため、かかる事態の発生を避けようとする思惑によるものと見られる。

このように、日本政府の「条件」づけには逃げ道がちゃんと用意されているのであるが、それはともかくとして、援助受け入れ国に対してこのような要求が行われたのは、日本の援助実行の歴史の上からは初めてのことである。しかしながら、問題は、これらの「要請」がインドネシア政府により果たして順守されるかどうかである。日本政府としては、三つの「要請」が充足されていることをどのようにしてチェックしようというのだろうか。

このプロジェクトを眺めてみると、何よりも理解に苦しむのは、このような大きな社会的、環境的コストを厭わずに、何の目的のためにこのダムが建設されるのかという点である。このダムは、一度は多目的ダ

ムとされ、発電に加えて、洪水制御、灌漑、観光開発、養魚などの目的が掲げられている。しかし、観光開発とか養魚とかは、いかにもとってつけたような目的である。洪水制御にしても、カンパール・カナン川が頻繁に氾濫するわけではない。このことは、この河川に沿って国道が走っていることから知られる。

さらに、灌漑用水の確保という目的も、こじつけ以外の何物でもない。なぜなら、この地域は、年間降雨量が三〇〇〇〜三五〇〇ミリもある多雨地帯であることから、大規模灌漑の必要はないからである。

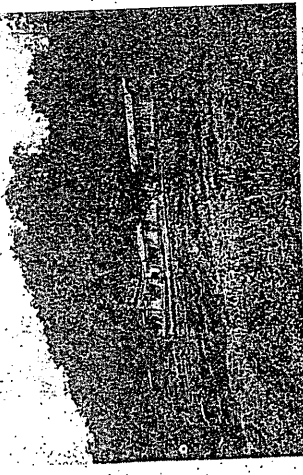
それ故、問題となってくるのは、電力需要という目的についてである。しかし、リアウ州での人口密度は、一平方キロ当たり約二四人である。また、近くに大規模工業地帯があるわけではない。このような状況の下では、コタパンジャン・ダムのような大型ダムを造らなければならない必要性はない。小規模ダムで十分である。

新たな搾取構造

日本政府は、コタパンジャン・フ

プロジェクトへの融資理由について、「リアウ州および西スマトラ州において急増する電力需要」ということを掲げている。しかし、かかる需要は、現実のものではなく、単なる見込み需要にすぎない。その前提となっているのは、ジャバからスマトラへの「集団移住計画」(Transmigrasi)が進捗するにつれて、電力需要が逼迫してくるという仮定である。

インドネシア政府による集団移住



ダム建設事務所

計画は、一九六四年以来進められてきているのであるが、その結果は悲惨なものとなってきている。入植地では、無差別な森林伐採と焼き畑農業が次々と繰り広げられている。焼き畑農業の知識と経験を有しない入植者は、熱帯林を再生不能なものにしてしまい、数年経つて放棄された耕作跡地はアラシアラン(オオチカヤ)の原野と化してしまっている。この結果、すでに三三〇万にものぼる熱帯林が、破壊されてきていると見積もられている。

また、移住者の多くが、入植活動を諦めて、ジャバに「帰還者」(Pengungsi)として舞い戻ってきている。このため、一九八四年以降打ち出されてきているのが、中核農園(PeI)プログラムである。このプログラムの核心は、移住者をアラシアランに入植させ、換金作物(パイン、油、ゴム、ココナツ)などの栽培を行わせる点にある。

しかしながら、P.E.Rプログラムは、アラシアラン経営者を頼るだけに終わっており、入植者および先住民を低賃金労働者とするという社会構造を作り出してしまっている。これは、かつてアラシアランが行っ

たアラシアラン経営と基本的に異なるものではない。経営者がアラシアランからインドネシアの富裕層に変わっただけである。こうした意味で、P.E.Rプログラムは、新たに国内的な競争構造を作り出す機能を果たしているといえよう。

このように、経済的にも、また社会的・環境的にも、極めて問題の多い集団移住計画に対して、コタバンジャンダム建設は、インフラ整備という形での二重の役割を担うことになるのである。

低額の補償基準

F/S報告書においては、建設コストには立ち退き補償費が含まれているのであるが、再定住地の建設費は含まれていない。このことは、既存または計画中の集団移住計画地においてはP.E.Rアラシアランが、移転先として予定されているということの意味する。このような状況の下では、立ち退き農民は小規模土地所有者として、あるいはアラシアラン労働者として、換金作物の生産に従事する道しか残されていない。これでは、立ち退き対象者が移

転を要するのは、当然のことといえよう。

こうした状況の下で、日本政府によって要求されている住民からの移転同意書の取得という条件を満たすために、インドネシア政府は、九一年に入って、住民に対して有形・無形の威嚇行為を始めた。「今ただちに移転同意書に署名しなければ、後の段階では補償は一切得られない」との脅しをかけたのである。

こうして、かなりの住民が署名に応じた。しかし、いまだにかかる脅しに屈服しない人々も多い。また、最近では、住民代表がグドバン・オンの農民を訪れ、これに勇気づけられ、自己の生活権を主張し始めた。そして、すでに移転同意書に署名した人々も、脅迫により署名を強いられたことを理由に、移転同意書の無効を主張し始めた。

去る七月二九日には、住民代表五人がOECDジャカルタ事務所を訪れ、移転同意書が脅迫によって押し付けられたものであるとの訴えを行った。このことは、関係住民が自由意思で署名に同意しているのではないことを明確に示している。

立ち退き対象住民の大多数は、コ

ム、ヤシ、コーヒの採取によって生計を立てている。そのほか、コム、キャッサバ、バナナ、ドリアンなど多様な作物を生産している。カンパール、カナン川とマハット川は、村民の生活の場そのものであり、漁業、舟運、水浴など多様な営みが行われている。

伝えられるところによれば、インドネシア電力公社は、立ち退き住民への補償額として、三五〇億(二〇〇万)約七・三億しか用意していないとのことである。水没予定地域にはゴムの木だけで二〇〇万(三〇〇万本)もあると見積もられており、一本の木だけで三万の価値があると見られている。従って、計上されている補償金額では、水没するゴムの木の補償分でさえもカバーできないことになる。

インドネシア政府が提示している補償額は、コム、ヤシ、コーヒの成木一本当たり、それぞれ二〇〇〇元、四〇〇〇元、一六〇〇元にすぎない。宅地については、一平方メートル当たり四五〇元、水田四〇〇元、畑地三〇〇元という低額である。また、木造建物一平方メートル当たり二万五〇〇元、石造り建物四

万二〇〇〇元〜四万六〇〇〇元といずれも低額の補償基準しか示されていない。

住民は、このような低い補償金額では話にならないという立場を明らかにしている。住民たちは、次のようにいう。「もしもわれわれに支払うだけの補償金がなければ、プロジェクトをやめればいい」。

日本政府は、コタバンジャン・プロジェクトへの「援助」を正当化するために、このプロジェクトがリアウ州の人々に恩恵をもたらすとの説明を繰り返してきている。このような説明に対して、村人たちは、次のように反論している。「リアウ州は、もともと豊かどころであったのですが、これまでに実施された数多くの開発プロジェクトの恩恵は、どこに行ってしまったのでしょうか。今回の場合も、このダム・プロジェクトから利益を得るのは、誰なのでしょう?」

このプロジェクトへの融資決定にあたって日本政府が犯した誤りの一つは、このプロジェクトをエコノミ学的な視点からしか眺めておらず、社会・文化的な視点が欠落していることにある。立ち退き対象住民は、

ミナンカバウ社会系の人々である。彼らは、ジャバ系社会とは異なる独自の文化を持つ誇り高い人々である。彼らは、集団移住計画の下でジャバから移住してきた人々とは違うという自尊心を持っている。それ故、P.E.Rアラシアランへの移住は、絶対に受け入れられないとしている。

OECDは、「環境配慮のためのガイドライン」(一九八九年一〇月策定)の適用にあたって、こうした社会・文化的側面の問題を無視してしまっている。また、このプロジェクトの正当化の根拠とされている集団移住計画についても、何らの環境影響評価も行っていない。さらに、ダムサイトの近辺では土が流出することであるが、これに関しても何らの考慮も払われていない。

二一〜二二世紀に建立されたと推定されている、アラ・タクス仏教遺跡については、四つの寺院の周辺に堤防を設け、浸水を防ぐことが計画されている。しかし、孝皇寺的に価値のある地域は、寺院周辺の約一四平方メートルに及ぶことのみなされおり、その大部分が水没してしまう。これを永遠に水中に葬り去るなら

ば、後世の人々から文化破壊者としての烙印を押されることになる。

資金供与の中止を

以上のみで来たことから明らかであるが、このプロジェクトは、便益よりも犠牲の方が大きすぎる。既に無謀なプロジェクトというはかない。これを強行しようとするれば、グドバン・オン、ダム、二の無いことになることは必至といえよう。

インドネシア政府は、日々、脅迫によって獲得した移転同意書を日本政府に提出することを企図している。関係住民が自由意思で署名に同意したものでないことがすでに明白である以上、日本政府は、これの受け取りを断固として拒絶すべきである。そして、コタバンジャン・プロジェクトへの資金供与を中止する旨を通告すべきである。

もし、これができないようであれば、九一年四月一〇日に表明された援助四原則のうち掲げられている「基本的人権および自由の保障状況への配慮」という援助条件は、単なる飾り物に終わってしまうことい